

# いざというとき頼りになる



## 特 色

- 安い掛金で大きな保障が得られます。
- 業務上、業務外を問わず保障が受けられ他の制度と関係なく給付されます。
- 健康で正常に就労しておれば無診査で加入できます。
- 共済金の請求手続きは簡単で剰余金は還付されます。
- 掛金は損金または必要経費に算入できます。

## 共済掛金

6才～80才未満の方で業種に関係なく  
1人月額2,000円（年額24,000円）

## 補償内容と給付

補 償 内 容		給 付 金
傷 害 死 亡	交 通 傷 害	2,500万円
	一 般 の 傷 害	2,000万円
後 遺 傷 害	労災障害等級1級～14級を準用	2,000万円～20万円
傷 害 入 院	（事故日より1年以内の実日数）	1日につき 4,000円
傷 害 往 診	（事故日より1年以内の実日数）	1日につき 4,000円
傷 害 通 院	（事故日より1年以内の実日数）	1日につき 2,000円

## ●●●●● 加入できる方 ●●●●●

加入日において年齢が満6才以上満80才未満かつ健康で、正常に就業し日常生活を営んでいる中小企業の事業主、役員、従業員及びそれらの家族。

## ●●●●● 共済期間 ●●●●●

共済期間は、共済掛金（分割払の場合は、初回共済掛金）を払い込んだ日の翌月1日の午前零時から1年とします。ただし、責任の始期は、共済掛金（分割払の場合は初回共済掛金）を払い込んだ日の翌日の午前零時とします。

## ●●●●● 共済金の請求 ●●●●●

加入者に万一のことがあったり、傷害入院等共済金請求の事由が発生したときは、遅滞なく組合所定の必要書類によって請求手続を行ってください。なお次のような場合は共済金は支払われません。

- (1) 共済金受取人または被共済者の故意。
- (2) 被共済者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。
- (3) 被共済者が、無免許でまたは酒に酔ってもしくは麻薬、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができない状態で自動車または原付自転車を運転している間に生じた事故。
- (4) 被共済者の脳疾患、疾病または心神喪失。
- (5) 被共済者に対する刑の執行、または拘留もしくは入監中に生じた事故。
- (6) 被共済者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置。ただし、当組合が共済金を支払うべき傷害を治療する場合には、この限りではありません。
- (7) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波。
- (8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動。
- (9) 核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。
- (10) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚症状のないもの  
（原因のいかんを問いません。）



お問い合わせ・お申込みは

### 岩手県火災共済協同組合

〒020-0884 盛岡市神明町5番5号  
TEL 019(654)2551  
FAX 019(625)0116

お取り扱い代理所